

## 令和6年山武市議会第3回定例会 議決結果

番 号	件 名	議決月日	議決結果
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9月4日	適任と認める
議案第1号	山武市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第2号	山武市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第3号	山武市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第4号	山武市さんぶの森元気館条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第5号	山武市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第6号	山武市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	9月26日	原案可決
議案第7号	財産の取得について	9月26日	原案可決
議案第8号	地方独立行政法人さんむ医療センター定款の変更について	9月4日	原案可決
議案第9号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	9月26日	原案可決
議案第10号	令和6年度山武市一般会計補正予算(第3号)	9月26日	原案可決
議案第11号	令和6年度山武市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月26日	原案可決
議案第12号	令和6年度山武市介護保険特別会計補正予算(第1号)	9月26日	原案可決
議案第13号	令和6年度山武市水道事業会計補正予算(第1号)	9月26日	原案可決
議案第14号	令和6年度山武市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	9月26日	原案可決
議案第15号	令和5年度山武市一般会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第16号	令和5年度山武市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第17号	令和5年度山武市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第18号	令和5年度山武市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第19号	令和5年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第20号	令和5年度山武市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第21号	令和5年度山武市水道事業会計決算の認定について	—	閉会中の 継続審査
議案第22号	地方独立行政法人さんむ医療センターに係る地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項の条例で定める重要な財産を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9月13日	原案可決
議案第23号	山武市役所本庁舎浄化槽改修工事請負契約の一部変更について	9月26日	原案可決
議案第24号	財産の取得の追認について	9月26日	原案可決
議案第25号	権利の放棄について	9月26日	原案可決
議案第26号	地方独立行政法人さんむ医療センター定款の変更について	9月26日	原案可決

番 号	件 名	議決月日	議決結果
報告第1号	令和5年度山武市一般会計継続費精算報告書について	—	報 告
報告第2号	令和5年度山武市健全化判断比率報告書について	—	報 告
報告第3号	令和5年度山武市農業集落排水事業特別会計資金不足比率報告書について	—	報 告
報告第4号	令和5年度山武市水道事業会計資金不足比率報告書について	—	報 告
報告第5号	私債権の放棄について	—	報 告
報告第6号	地方独立行政法人さんむ医療センター令和5事業年度の業務実績に関する評価結果について	—	報 告
報告第7号	地方独立行政法人さんむ医療センター第4期中期目標期間の業務実績に関する評価結果について	—	報 告
報告第8号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	—	報 告
報告第9号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	—	報 告
請 願 第 3 号	「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」採択に関する請願書	9月26日	採 択
請 願 第 4 号	アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書	9月26日	採 択
発議案第1号	山武市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	9月26日	原案可決
発議案第2号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について	9月26日	原案可決
発議案第3号	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める意見書について	9月26日	原案可決

※諮問第1号の人権擁護委員の略歴は、次ページに掲載しております。

※発議案第2号及び発議案第3号の意見書本文は、次ページに掲載しております。

◆適任と決定しました諮問第1号の人権擁護委員の略歴です。

## 略 歴

氏 名	小山 和典（こやま かずのり）	
年 齢	65 歳	
住 所	山武市下横地	
職 歴	昭和 57 年 4 月から現在	就農
	平成 22 年 1 月 1 日から現在	人権擁護委員
	平成 29 年 8 月 3 日から現在	株式会社小山ファーム代表取締役
	平成 31 年 4 月 1 日から現在	山武市農業委員
	令和 5 年 5 月 1 日から現在	山武市議会議員

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

別姓を希望する人々にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声が、ますます切実になっている中、現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められておらず、望まない改姓や事実婚、通称使用による不利益や不便が生じている。

また、夫婦同姓を法的に義務づけている国は日本以外になく、これは両性の平等および基本的人権を保障する憲法の観点からも問題視されている。

国際連合の女性差別撤廃委員会をはじめとする国際機関は、日本政府に対し民法の改正について繰り返し勧告を行っており、また、法制審議会では、平成8年に選択的夫婦別姓の導入を含む民法改正の要綱を答申しているが、その後28年間に渡り、議論は進められていない。

最高裁判所は、平成27年および令和3年の判決において、夫婦同姓とする民法を違憲とまでは言えないとし、その結論については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」としたが、一部の判事からは違憲との意見が述べられている。

最近のNHKの世論調査によれば、選択的夫婦別姓制度に「賛成」が62%、「反対」が27%、特に60歳代以下では、70%以上が賛成と報道されている。

また、旧姓の通称使用についても、国際的には通用しない等の限界が指摘されており、選択的夫婦別姓に関して、世論が大きく変わっている今こそ、早期に民法改正に向けて国会で議論されることが求められている。

よって、国会および政府には、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

千葉県山武市議会

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	尾辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸田	文雄	様
総務大臣	松本	剛明	様
法務大臣	小泉	龍司	様

◆発議案第3号の意見書本文です。

## 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3年5月17日付けで最高裁判所は、一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を言い渡した。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（以下、「建設アスベスト給付金法」という。）を制定し、令和4年1月から給付金制度を開始した。

しかし、建設アスベスト給付金法は、国による給付金の支給のみを定めたものであり、賠償責任が確定したアスベスト建材製造企業の拠出を定めていない。

そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状があり、同時に建設アスベスト給付金法は、最高裁判所判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、主に屋外で働いていた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後20年間の除斥期間もより延長することが必要である。

よって、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るため、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

各あて